

諫早市スポーツ施設ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が所有するスポーツ施設に対する命名権を付与することにより、愛称が命名された当該スポーツ施設の更なる魅力及びサービスの向上に資するとともに、新たな自主財源の確保を図るためのネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 法人その他の団体等の事業者をいう。
- (2) 命名権 事業者が市のスポーツ施設の愛称を決定する権利をいう。
- (3) ネーミングライツ事業 市長と事業者の契約により、事業者に命名権を付与し、命名権を付与された事業者（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）から、当該命名権の対価として、金銭を得て、スポーツ施設の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てる事業をいう。
- (4) 愛称 ネーミングライツ・パートナーが命名した名称をいう。

(基本的な考え方)

第3条 ネーミングライツ事業は、スポーツ施設の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となるスポーツ施設の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならないものとする。

2 市は、ネーミングライツ事業を導入したスポーツ施設について、愛称を積極的に使用するものとする。

3 市は、市の条例に定めるスポーツ施設の名称については変更しないものとし、必要に応じて、愛称ではなく市の条例に定めるスポーツ施設の名称を使用することができる。

(応募資格)

第4条 ネーミングライツ事業への応募資格を有する事業者は、次の各号のいずれにも該当しない事業者とする。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反した事業者
- (2) 市から指名停止措置等を受けている事業者

- (3) 市税等（国税及び県税を含む。）を滞納している事業者
 - (4) 諫早市暴力団排除条例（平成24年諫早市条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等に該当する事業者
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する事業等を営む事業者
 - (6) 消費者金融に係る事業者
 - (7) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
 - (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている事業者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている事業者
 - (9) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産の申立てがなされている事業者
 - (10) 市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある事業者
 - (11) その他、ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと市長が認める事業者
- （愛称の表記範囲）

第5条 ネーミングライツ事業により、事業者が表記する愛称は、市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等の規定に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- (4) 社会問題等の主義、主張等に係るもの
- (5) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (6) 求縁又は男女の交際、通信等に関するもの
- (7) 市政運営に支障を及ぼし、市の信用又は品位を害するおそれのあるもの
- (8) 人権を侵害し、差別を助長するおそれのあるもの
- (9) 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- (10) 集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれのある組織の利益になると認められるもの

(11) その他スポーツ施設に表記する愛称として適当でないと市長が認めるもの

(対象スポーツ施設)

第6条 ネーミングライツ事業の対象となるスポーツ施設は、諫早市体育施設条例、諫早市サッカー場条例及び諫早市スポーツパークいさはや条例に定める体育施設等とする。ただし、市長がネーミングライツ事業に適当でないと認めるスポーツ施設は、対象外とする。

2 ネーミングライツ事業を実施しようとするスポーツ施設が指定管理者制度導入施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理を行っているスポーツ施設又は管理を行うこととしているスポーツ施設をいう。以下同じ。）の場合は、市長と指定管理者が協議するものとする。

(命名権の付与期間)

第7条 命名権を付与する期間は、原則として、3年以上5年以下の期間とする。

(公募)

第8条 ネーミングライツ事業の実施に当たっては、原則として、公募するものとする。

2 前項の公募に際しては、命名権料その他必要な事項について、募集要項等を定め、市ホームページ、広報紙等への掲載等により広く募集するものとする。ただし、市長が公募によることが適当でないと判断するスポーツ施設については、公募によらないことができる。

(応募の申請)

第9条 ネーミングライツ事業に応募しようとする事業者（以下「応募者」という。）は、ネーミングライツ事業応募申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) ネーミングライツ事業応募資格に係る誓約書（様式第2号）

(2) 地域貢献等の実績及び今後の計画（任意様式）

(3) 応募者の概要を記載した書類

(4) 定款、寄附行為その他これらに類する書類

(5) 登記事項証明書

(6) 印鑑証明書

(7) その他市長が必要と認めるもの

(審査)

第10条 ネーミングライツ事業に係る審査は、市長が審査委員会を設置し、実施するものとする。

2 審査委員会は、副市長、総務部長、企画財務部長、地域政策部長、経済交流部長、建設部長をもって組織する。

3 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

4 審査委員会に審査委員会を進行する委員長を置き、委員長は副市長をもって充てる。

5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(応募の決定等)

第11条 市長は、審査委員会の結果を尊重し、応募に対する可否及び契約の相手方を決定するものとする。

2 市長は、応募者に対し、ネーミングライツ事業採用（不採用）決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(契約の締結)

第12条 市長は、ネーミングライツ・パートナーとの間で、ネーミングライツ事業に関する契約を締結するものとする。

(命名権料の納入等)

第13条 ネーミングライツ・パートナーは、諫早市会計規則（平成17年諫早市規則第56号）に定める納入通知書により、年度ごとに一括で命名権料を納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、ネーミングライツ・パートナーと協議の上、支払方法、納入額、納入時期等を別に定めることができる。

(契約の解除)

第14条 ネーミングライツ・パートナーの都合により、ネーミングライツ事業の継続が困難な場合には、契約の解除を申し出ることができる。

2 ネーミングライツ・パートナーは、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、ネーミングライツ事業契約解除申出書（様式第4号）を、市長に提出しなければならない。

(命名権の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、命名権の付与を取り消すことができる。

- (1) 指定した期日までに命名権料の納入がないとき。
- (2) ネーミングライツ・パートナーが、法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反し、又はそのおそれがあると市長が認めるとき。
- (3) ネーミングライツ・パートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (4) 前条の規定により、ネーミングライツ・パートナーから契約解除の申出があったとき。

2 市長は、前項の規定により命名権の付与を取り消したときは、ネーミングライツ事業採用取消通知書（様式第5号）によりネーミングライツ・パートナーに通知するものとする。

3 前項の規定により命名権の付与を取り消した場合は、前条の規定により既に納入された命名権料については、返還しない。

（費用負担）

第16条 市長は、ネーミングライツ事業の実施に当たり、市ホームページ、広報紙等の作成に係る経費を負担し、その他の経費については、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとする。

2 契約期間満了及び契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とする。

（指定管理者との協議）

第17条 指定管理者制度導入施設については、愛称の使用に関して、市長、指定管理者及びネーミングライツ・パートナーとの間で、必要な事項について、協議するものとする。

（長崎県屋外広告物条例等の遵守）

第18条 ネーミングライツ・パートナーは、スポーツ施設への愛称の表記については、長崎県屋外広告物条例（昭和39年長崎県条例第60号）の規定を遵守しなければならない。

（愛称変更の禁止）

第19条 命名権を付与する期間内における愛称の変更は、禁止とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の場合においては、変更の可否についてネーミングライツ・パートナー及び指定管理者と協議することとする。

(契約の更新)

第20条 ネーミングライツ・パートナーは、契約期間満了時において同一の契約条件で更新する場合は、優先的に市と交渉することができるものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月26日から施行する。

様式第 1 号（第 9 条関係）

年 月 日

諫早市長 様

事業者

住所（所在地）

氏名（会社、団体名及び代表者名） ⑩

電話番号

ネーミングライツ事業応募申請書

諫早市ネーミングライツ事業実施要綱第 9 条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて、申し込みます。

対 象 施 設 名			
フリガナ 愛 称 (英語表記)		フリガ ナ 略 称	
愛 称 の 理 由			
命 名 権 料	円（年額／税込み）		
命名権付与期 間	年 月 日から 年 月 日まで (年間)		
応 募 の 動 機			
附 帯 提 案			

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

諫早市長 様

事業者

住所（所在地）

氏名（会社、団体名及び代表者名）

⑨

ネーミングライツ事業応募資格に係る誓約書

ネーミングライツ事業の応募申請に当たり、諫早市ネーミングライツ事業実施要綱第4条の規定による応募資格を満たしていることを誓約します。

この誓約が事実と相違することが判明した場合は、諫早市が行う一切の措置について、異議の申立ては行いません。

様式第 3 号（第 1 1 条関係）

第 号
年 月 日

様

諫早市長



ネーミングライツ事業採用（不採用）決定通知書

年 月 日付けで申請のあったネーミングライツ事業応募申請について、諫早市ネーミングライツ事業実施要綱第 1 1 条第 2 項の規定により、次のとおり決定しましたので、通知します。

決 定 区 分	採用 不採用（理由）
対 象 施 設 名	
愛 称 名	
命 名 権 料	円（年額／税込み）
命名権付与期間	年 月 日から 年 月 日まで （ 年間）

様式第 4 号（第 1 4 条関係）

年 月 日

諫早市長 様

命名権者
住所（所在地）
氏名（会社、団体名及び代表者名）
電話番号

印

ネーミングライツ事業契約解除申出書

諫早市ネーミングライツ事業実施要綱第 1 4 条第 2 項の規定に基づき、次のとおりネーミングライツ事業の契約解除を申し出ます。

対 象 施 設 名	
愛 称	
命 名 権 料	円（年額／税込み）
命名権付与期間	年 月 日から 年 月 日まで （ 年間）
契約解除の理由	

様式第 5 号（第 1 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

諫早市長



ネーミングライツ事業採用取消通知書

年 月 日付け 第 号で採用の決定をした
ネーミングライツ事業については、次の理由により、採用を取り消しましたので、
諫早市ネーミングライツ事業実施要綱第 1 5 条第 2 項の規定により通知します。

なお、既に納入されました命名権料については、諫早市ネーミングライツ事業
実施要綱第 1 5 条第 3 項の規定により、返還しません。

また、当該採用取消しによる契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、諫早市
ネーミングライツ事業実施要綱第 1 6 条第 2 項の規定により、命名権者の負担と
します。

施 設 の 名 称	
取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 理 由	
原状回復期限	年 月 日